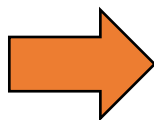


第1章 計画の考え方

滋賀のめざす 特別支援教育ビジョン

H27 基本ビジョン策定
本県がめざす特別支援
教育の「基本理念」と、そ
の達成のための7つの柱

H28 実施プラン策定
基本ビジョンに基づき
具体の取組をまとめた



令和8年度～令和12年度
特別支援教育推進計画
基本理念「共に学ぶ」

柱1 夢と生きる力を育む

観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

柱2 学びの基盤を支える

観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上

観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤ 適切な就学相談の推進

観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

第2章 滋賀のめざす特別支援教育

1 基本理念 本県がめざす特別支援教育の理念「共に学ぶ」

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

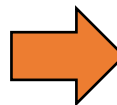
「共に学ぶ」ことによって

・多様性を受け入れ、他者理解を深める → 「違いを認め合う」

「共に学ぶ」ことによって

・互いの強みを活かし、弱みを補い合う → 「互いに助け合う」

すべての子どもが「自分は役に立っている」と感じる学びの場



共生社会の形成へ

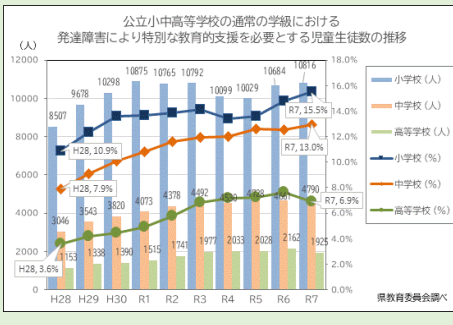
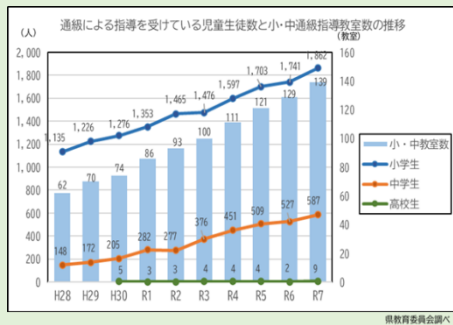
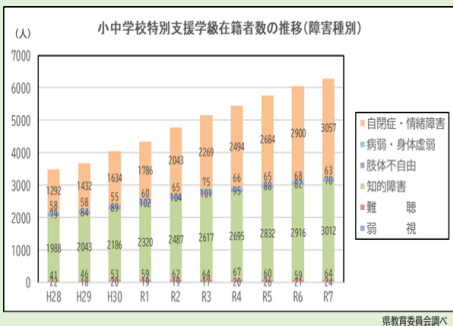
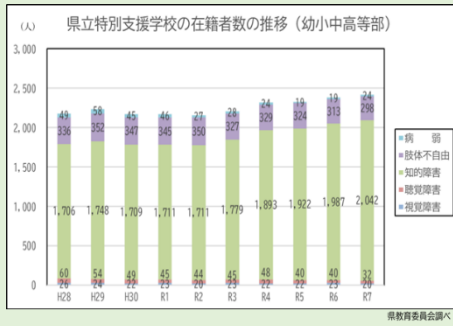
2 本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもと障害のない子どもが、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加ができる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

1-(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況



障害のある子どもについて、より適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育に関する理解の深まり、障害に応じたきめ細かな教育や専門的な学びの場の選択の取組から、特別支援学校や特別支援学級への入学者が増加しています。また就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しています。

1-(2) 就学先決定に関する状況

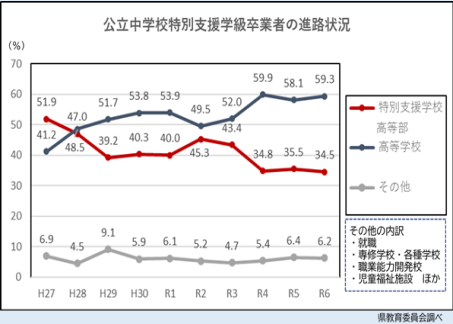
特別支援教育の対象児童生徒の比較【義務教育段階】	全国	滋賀県
義務教育段階の全児童生徒数	約 911万人	116,932人
特別支援学校	0.99% (約 9.0万人)	1.19% (1,397人)
特別支援学級	4.61% (約 42.0万人)	5.38% (6,290人)
通常の学級	2.21% (約 20.1万人)	2.09% (2,449人)
特別支援教育対象児童生徒の計	7.80% (約 71.1万人)	8.67% (10,136人)
LD・ADHD(※1)・高機能自閉症等により特別な教育的支援が必要な児童生徒	14.61%	14.61%

※1 LD(Learning Disabilities): 学習障害
ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder): 注意欠陥多動性障害
※2 令和7年9月1日現在で、通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中・義務教育学校ののみ)
※3 令和5年5月1日現在

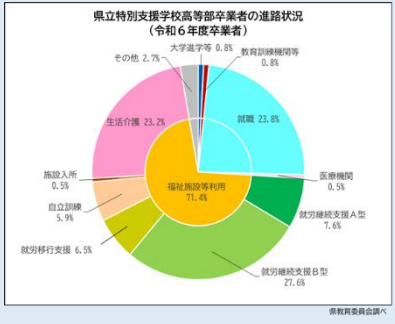
文部科学省資料、県教育委員会「特別支援教育に係る実態調査」

本県における特別支援学校、特別支援学級の在籍割合は、全国に比べ高い状況です。

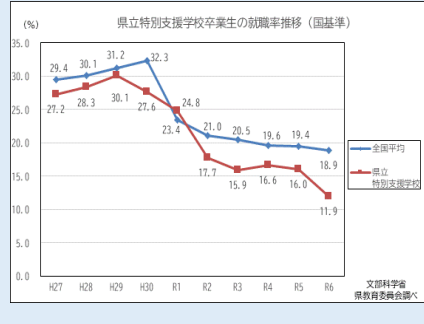
1-(3) 卒業者の進路状況



平成28年度より、公立中学校特別支援学級を卒業し、高等学校に進学する生徒数が特別支援学校に進学する生徒数を超えました。



令和6年度県立特別支援学校高等部卒業者のうち、23.8%が企業等への就職で、71.4%が福祉施設等の利用です。



県立特別支援学校高等部卒業者の就職率は、全国平均に達しない状況にあります。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

2 本県におけるこれまでの取組状況

(1) 発達段階に応じた指導の充実

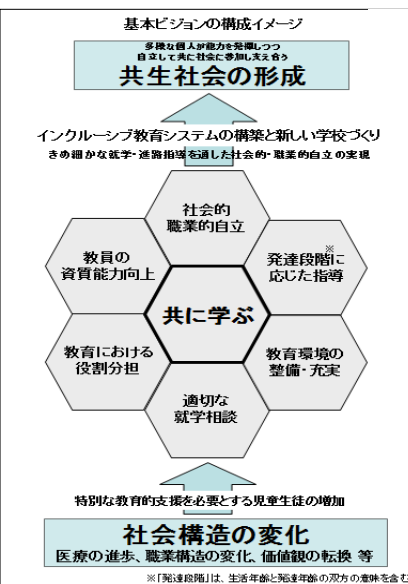
- すべての学校において
特別支援教育コーディネーターの指名
- 小・中学校における特別支援教育の推進
・市町研修会へ発達障害支援アドバイザーの派遣
・「個別最適な学び」ワークショップの開催
- 高等学校における特別支援教育の推進
・特別支援教育の専門家や高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣、支援員の配置
・通級による指導の制度化
・特別支援教育コーディネーター研修
- 特別支援学校のセンター的機能の発揮・活用
- ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

(3) 教員の指導力や専門性の向上

- 特別支援教育に関わる研修の実施
・全校種の初任者研修において、特別支援教育に関わる研修を実施
・高等学校特別支援教育コーディネーター研修
- 専門性の向上に係る取組
・人事交流の拡大、特別支援学校・大学への研修派遣
・高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣
・県立特別支援学校の教員採用選考試験の出願資格に、特別支援学校教諭免許状を必須化
- 校内体制の整備
・高等学校特別支援教育体制整備事業(専門家チーム派遣)

(5) 適切な就学相談の推進

- 県特別支援教育支援委員会の設置
- 発達障害のある子どもへの支援強化事業
- 「知的障害の程度に関する統一的な指標」の作成・活用
- 学びにくさのある子どもへの指導充実事業
- 特別支援教育の視点に立った個別最適な学び推進事業
- 「障害のある子どもの就学に関する支援の手引」一部改訂、名称変更



(2) 社会的・職業的自立の実現

- 特別支援学校における職業教育の充実
・教育課程の研究、コース制の導入
・技能検定「しがしごと検定」
・就労アドバイザーの配置、「しがしごと応援団」の創設
・高等養護学校に「しごと総合科」設置
・企業の知見を生かした授業改善
・自分らしい生き方を育むキャリア教育

(4) 教育環境の充実

- 市町立小・中学校における教育環境
・通級指導教室の計画的な配置・充実
・地域で学ぶ支援体制強化事業
(合理的配慮 CO, 看護職員) 配置補助
- ・小・中学校への分教室設置に係る研究
- 高等学校における教育環境
・特別支援教育支援員の配置
・通級による指導の制度化
・高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供
・多様な学び重点カリキュラム研究開発
・高等学校特別支援教育体制整備事業
- 特別支援学校における教育環境
・北大津高等養護学校開校(県内4校目の高等養護学校)
・副次的な学籍の制度化
・県立特別支援学校教育環境整備方針策定

(6) 教育における連携の推進

- 医療的ケア研修会、看護職員連絡会
- 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業
- 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組(協定の締結)
- 学校運営協議会の設置や地域学校協働活動により、地域の協力を得て障害者への理解と支援を推進

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

3 本県における課題

(1) 発達段階に応じた指導の充実

- すべての学校において、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実
- 中学校から高等学校へ、そして高等学校卒業後の進路先へと、切れ目ない支援のさらなる充実
- 個別の指導計画に基づいた支援の実施や、個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携等、作成した計画書の活用促進
- どの学級にも特別な支援を必要とする児童生徒がいることを前提とした校内支援体制の整備
- 困難を抱えた生徒を含む、すべての生徒が理解を深めることのできる授業づくり

(2) 社会的・職業的自立の実現

- 障害のある児童生徒の、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する取組
- 産業現場や関係機関との連携による、一般企業等への就労に向けた取組の発展
- 生徒の働く意欲を高め、支援を受けながら自立した社会生活を送ろうとする生活の主体者の育成をめざした、キャリア教育の充実
- 生徒の希望や適性に合った進路実現のための様々な職種への進路開拓
- 小学部、中学部の早期の段階からの系統的なキャリア教育

第4章 今後の方向性と具体の施策

柱1 夢と生きる力を育む

観点①個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

- 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導・支援の充実と改善を図ります。
- (1) 各発達段階に共通した事項
 - ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用による切れ目ない指導・支援
 - ・ICTの効果的な活用やユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり
- (2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階
生きる力の基礎を培うため、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた支援が行われるよう、支援や情報提供の充実を図ります。
- (3) 小・中学校段階
体験による主体的な学びとわかりやすい授業づくりをめざした教材等の開発と活用を進めるとともに、児童生徒の人間関係能力の育成をめざした指導の充実や、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図ります。
- (4) 高等学校段階
授業やホームルーム活動・学校行事等を通して、生徒の人間関係能力の育成を図り、障害の状態や進学・就職といった生徒の進路希望に応じて、学習上または生活上の困難さを克服できるよう指導の充実を図ります。
- (5) 特別支援学校各学部段階
幼児児童生徒それぞれの障害の状態に応じた専門的指導を進めるとともに、社会参加に向けて自己の持つ力を最大限に高めることができるよう、指導・支援の充実を図ります。

観点②社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

- 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開します。
- (1) 小中高を通じた体系的なキャリア教育の実施
小・中学校、高等学校および特別支援学校それぞれにおいて、障害のある児童生徒の社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進します。
- (2) 小・中学校におけるキャリア教育の充実
児童生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感を高めていけるよう、成功体験を積み重ね、興味・関心を広げていく学習活動を行います。また将来の自立に向けた進路が選択できるよう、児童生徒・保護者に対して障害の状態を踏まえた情報提供を行います。
- (3) 高等学校におけるキャリア教育の充実
関係機関、経済団体等との連携を密にして、多様な就労先の開拓に努めるとともに、客観的な情報に基づいて、生徒の実態に応じた就労や進学をめざします。
- (4) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実
障害の状態に応じた進路選択となるよう、職業教育の充実・改善を図るとともに、児童生徒のニーズに応じた進路先決定をめざします。
 - ・児童生徒が自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育むことをめざし、小学部、中学部の段階からのキャリア教育の充実に取り組む。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

3 本県における課題

(3) 教員の指導力や専門性の向上

- すべての学校種における、特別支援教育の指導力向上
- 通常の学級を担当する教員や特別支援教育コーディネーター、管理職も含めた全体的な理解と実践力を高める研修
- ICTを活用した指導・支援など、最新の知見や実践を取り入れた研修
- 研修内容の包括性と専門性の両立
- 特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた、免許制度の柔軟化・研修の支援・専門性の評価制度の三位一体での推進
- 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の困難さを適切に把握し、支援に結びつけるための校内体制の整備

(4) 教育環境の充実

- 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導および教育環境の実現に向けた教育の実効性の向上、幼児児童生徒が安心・安全に過ごし、学びの充実につながるよう、一層の教育環境の計画的整備
- 教育的ニーズに応じた教育環境を選択できるよう、多様な学びの機会の確保
- 障害のある子どもが安心・安全に過ごし、教育を受けられるよう、合理的配慮の提供や適切な支援
- 副籍制度のほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ仕組みづくり

第4章 今後の方向性と具体の施策

柱2 学びの基盤を支える

観点③すべての教職員の資質・専門性の向上

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させます。
 - すべての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進します。
- (1)管理職のマネジメント力の強化と組織的対応
学校の組織体制整備のために管理職のマネジメント力の強化を図るとともに、すべての教職員が「障害の社会モデル」を踏まえた障害理解を深め、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図ります。
・校長のリーダーシップのもと、組織マネジメントにより校内委員会等の体制を充実させる。
 - (2)特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の担当教員の専門性向上
校内体制を整え、特別支援教育の要となる特別支援教育コーディネーターの専門性や実践力を養成するため、特別支援教育コーディネーター研修を行い、資質の向上を図ります。
・外部専門家や特別支援学校のセンター的機能等を活用し、指導・支援の充実と専門性、アセスメント力の向上を図る。
 - (3)すべての教員の専門性向上に係る研修・研究の充実
すべての教員が特別支援教育や障害特性についての理解を深め、必要な指導・支援や合理的配慮を適切に行えるよう、キャリアステージに応じた研修・研究の充実を図ります。
・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。

観点④多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供します。
- (1)共に学ぶための仕組みづくり
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶため、多様な学びの場の整備に向けて検討を進めます。
・小学校への特別支援学校分教室設置に関する研究を推進する。
・小学生段階での副籍制度の継続、中学生段階の制度化について検討する。
 - (2)小・中学校における充実
発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の充実を図ります。
・通級指導教室の計画的な配置とその充実を図る。
 - (3)高等学校における充実
発達障害を含む障害のある生徒への指導・支援の充実を図ります。
・入学者選抜を受検する際の配慮事項等の着実な運用を継続する。
・通級による指導の充実と実施体制の整備を進める。
・本県における通級による指導のあり方について研究・検討する。
 - (4)特別支援学校における充実
中・長期的な展望に立ち、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めます。新設特別支援学校の開校に併せて、通学区域の再編、県立特別支援学校の校名変更について検討を行います。
・大規模化・狭隘化による課題を解消し、学びの基盤を確かなものとする。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

3 本県における課題

(5) 適切な就学相談の推進

- 義務教育の実施主体であるとともに就学事務の権限と責任を有する市町教育委員会が、障害の種類や程度の判断だけでなく、その地域や学校の状態、児童生徒への支援の内容、本人や保護者の意見等を踏まえて総合的な判断を行うための、各地域に応じた取組
- 保護者に対する、入学や在籍異動等に至る手順のわかりやすい説明と、十分な情報提供
- 校内教育支援委員会や市町教育支援委員会等による就学後のフォローアップの適切な実施
- 県内どの市町においても同様な就学相談や就学先検討等に関する支援を受けることができるよう、各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学先決定

(6) 教育における連携の推進

- すべての学校で、個別的教育支援計画の作成・評価にあたり、関係機関の参画を推進し、学校卒業後に地域で生活していくことを見据えた支援体制の構築
- すべての学校で、個別的教育支援計画等を活用して支援内容を共有し、就学前から卒業後の生活までを見据えた支援体制の構築と、切れ目ない支援
- 特別支援学校における、さらなる地域との連携
- 「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」を、持続可能な制度としていくための検証・検討

第4章 今後の方向性と具体の施策

柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤適切な就学相談の推進

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施します。
 - 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援の充実をめざします。
- (1)適切な就学相談システムの推進
関係法令等の趣旨を踏まえ、地域の小・中学校への就学を希望する幼児児童生徒が、地域の学校で学ぶことができるよう、本人・保護者に対する適切で客観的な情報提供を行うとともに、各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学先の検討等に関する支援のシステムの構築を推進します。
・「知的障害の程度に関する統一的指標」の活用、情報提供と就学先決定等の一連のプロセスの共通理解促進を図る。
- (2)早期からの適切な支援の提供と、適切な就学や進路選択
困難を示す幼児児童生徒を確実に支援の対象とできる体制づくりや、一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導方法、特別支援教育推進体制への助言など、学校園等のニーズに応じた支援が充実するよう、市町特別支援教育担当者協議会や就学相談に係る研修会等において啓発や情報提供を継続して行います。
- (3)総合教育センターの相談支援機能の強化
障害のある子どものための特別支援教育相談の充実を図ります。

観点⑥関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組みます。
 - 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現します。
- (1)県と市町との連携
県と市町との連携・協働のもと、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。
- (2)家庭や地域、関係機関、企業等との連携
啓発活動や交流事業を通して、障害や特別支援教育に対する理解を深め、学校と家庭や地域、関係機関、企業等とが密接に連携します。また、地域人材の活用を進め、学校の教育力の強化を図るとともに、障害のある子どもが地域で積極的に活動し、その一員として豊かに生活できるよう地域社会全体で支えます。
- (3)保健・医療、福祉、労働等の関係機関や事業所との在学中からの連携
障害のあるすべての子どもに対して切れ目ない支援を行うため、学校と保健・医療、福祉、労働等の関係機関や事業所とが密接に連携します。
- (4)卒業後の進路先・就労先等への支援の引継ぎ
ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関との連携のもと、児童生徒の卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進めます。

滋賀県特別支援教育推進計画～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～(概要版)

第5章 計画の進行管理と評価指標

1 進行管理の実施

本計画の着実な推進を図るため、計画の柱・観点ごとに評価指標を設定し、毎年度の実績を確認することで、各施策の進行管理を行います。評価にあたっては、実績の数値に着目するだけでなく、評価指標とともに示すあるべき姿も参考にして、総合的な観点から検討を行います。

2 評価指標

計画の柱・観点	評価指標	現 状	あるべき姿	
柱1 夢と生きる力を育む				
① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実	個別の教育支援計画の作成率 (特別支援学級を除く)	公立小学校	R7 99.9%	支援が必要な児童生徒が、適切な指導・支援により、安心・安全に学習に臨むことができる。
		公立中学校	R7 99.8%	
		県立高等学校	R7 95.7%	
	個別の指導計画の作成率 (特別支援学級を除く)	公立小学校	R7 99.9%	
		公立中学校	R7 99.7%	
		県立高等学校	R7 92.3%	
個別の指導計画の活用率(作成活用率) (8月末までに支援を開始している割合)	公立小学校	R7 97.4%		
	公立中学校	R7 97.5%		
	県立高等学校	R7 78.9%		
	県立特別支援学校において授業にICTを活用して指導できる教員の割合	R6 73.1%	学習意欲を高め、また情報リテラシーを学び、社会生活で生かせる力をつける。	
② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進	県立特別支援学校高等部における「しがごと検定」の受検者数	R7 412人	生徒の働く意欲を高めるとともに、自己選択・自己決定の力をつける。	
	県立特別支援学校高等部において一般就労を希望する生徒の就職実現率	R6 90.7%		
柱2 学びの基盤を支える				
③ すべての教職員の資質・専門性の向上	特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率	公立小学校	R7 23.5%	専門性の担保により、児童生徒が多様な学びの場を選択できる。
		公立中学校	R7 20.7%	
	通級指導担当の特別支援学校教諭免許状の保有率	公立小学校	R7 57.1%	
		公立中学校	R7 52.9%	
④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実	副籍(副次的な学籍)制度の利用率	公立小学校	R7 68.4%	障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことにより、体験的に他者理解ができる。
		県立特別支援学校	R7 45.0%	
	県立高等学校における通級による指導の実施校	R7 2校	個々の生徒の障害に応じた専門的な指導の充実を図る。	
	新設特別支援学校の設置に向けた着実な対応	—	可能な限り早期に大規模化、狭隘化の解消を図る。	
	北大津養護学校の増築棟整備	—		

柱3 みんなで学びに関わる				
⑤ 適切な就学相談の推進	就学相談に係る全体研修会の受講者数	R7 434人	県内どの市町においても適切な情報提供と就学先決定ができる。	
	就学相談に係る専門研修会の受講者数	R7 261人		
⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実	個別の教育支援計画の活用率(連携率) (関係機関と作成や評価に係る連携を行っている割合)	公立小学校	R7 56.8%	在学中からの連携により卒業後も切れ目ない支援を受けることができる。
		公立中学校	R7 38.8%	
		県立高等学校	R7 19.0%	
	医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の延べ利用回数	R6 529回	すべての児童生徒が、安全安心に通学できる。	
	県立特別支援学校の学校運営協議会設置校	R7 13校	学校運営協議会を通して地域と連携できる。	
	「しがごと応援団」の登録企業数	R7 383社	企業の障害理解を深め、高等部生徒の進路先を拓く。	